

令和2年度島根県過疎地域対策協議会事業計画

過疎地域の自立促進を図るため、関係団体と協力提携して次の事業を実施する。

1 会議の開催

本会の重要事項について協議決定するため総会等を開催する。

- (1) 総会 2回
- (2) 役員会 1回
- (3) 監査会 1回

2 要望活動

令和2年度末の過疎地域自立促進特別措置法の失効後においても、引き続き総合的な過疎対策が講じられるよう、島根県、全国過疎地域自立促進連盟及び全国の過疎市町村等と連携し、新たな立法措置を求める要望活動を実施する。

(1) 県要望

要望先：知事、副知事

(2) 中央要望

要望先：県選出国會議員等
自民党過疎対策特別委員会
公明党過疎地に関するPT
総務省
全国過疎地域自立促進連盟

(3) 中国四国9県共同提案活動

島根県提言を含め、各県の意見を幅広く取り入れながら、新たな法律に求められる基本的な理念や施策の方向性をとりまとめ、各県知事・過疎協議会会長等による要望活動を行う。

(4) 全国総決起大会への参加

今年秋にも新過疎法の制定に向けた全国総決起大会の開催が予定されていることから(平成21年は1200人参加)、本会からも積極的に参加し、新過疎法の制定に向けた機運を高める。

(5) 自民党過疎対策特別委員会等との意見交換

新たな過疎対策法の制定に向け、現行対策の実績や課題、次期対策に必要な視点などについて、与党議員等との意見交換及び要望活動を行う。

3 調査、研究事業

(1) 研修会の開催

今後の効果的な過疎対策の推進のため、市町村長及び市町村担当職員を対象として過疎対策事業に関する研修会を開催する。

併せて、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」にかかる研修を行う。

4 各種会議への参加

全国過疎地域自立促進連盟が主催する会議等に参加する。

また、これらの会議等への参加を通じて、ポスト過疎法制定に向けた動向等の情報収集を行う。

(1) 全国過疎地域自立促進連盟主催会議
理事会、幹事会、定期総会

(2) 全国過疎問題シンポジウム 2020 in くまもと